

入札公告

汚泥再生処理施設建設に係る敷地造成工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

令和元年8月9日

有田周辺広域圏事務組合 管理者 望月良男

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 令和元年度 工事 第1号
- (2) 工事名 汚泥再生処理施設建設に係る敷地造成工事
- (3) 工事場所 有田郡有田川町大字長谷川地内
- (4) 工事概要
 - ・施設建設用地造成工事
 - ・盛土工事
 - ・擁壁工事
 - ・搬入路拡幅工事 等
- (5) 工期 本契約に至った日の翌日から令和3年6月30日まで
- (6) 予定価格 401,897,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (7) 調査基準価格 341,611,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (8) 施工形態 単体企業
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前金払 有（ただし、上限は150,000,000円とする。）
中間前金払 有（ただし、前金払と併せて上限は150,000,000円とする。）
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 要
- (13) 各会計年度における請負代金の支払限度額
 - ア 令和元年度 請負代金の約40%の金額
 - イ 令和2年度 請負代金の約40%の金額
 - ウ 令和3年度 請負代金の約20%の金額
- (14) 建設リサイクル法の適用 有
- (15) (6)及び(7)に記載している金額は、消費税及び地方消費税の額を税率計10%で算出している。なお、消費税及び地方消費税の税率の改正が行われなかったときは、消費税及び地方消費税の税率計8%により算定した請負代金額で変更契約するものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 有田周辺広域圏事務組合又は有田市及び有田川町（以下、「1市1町」という。）のいずれかで、建設工事の入札参加資格を有する者として登録されている者であること。
- (4) 主たる事業所（本社・本店）が1市1町内にあり、過去10年間に1市1町のいずれかが発注する土木一式工事部門の指名競争入札に指名された実績のある者であること。
- (5) 建設業法に基づく土木一式工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (6) 次に掲げる暴力団排除対象者に該当しない者であること。

(ア) 契約の相手方として不適当な者

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(イ) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ① 暴力的な要求行為を行う者
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ④ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- ⑤ その他前各号に準ずる行為を行う者

(ウ) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続または再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (8) 建設業法第26条第2項に定める土木一式工事の監理技術者が3人以上在籍（※注）していること。（※注 当該企業に在籍する期間が入札書提出日において3か月を経過している者に限る（以下、（監理）技術者に関する事項について同じ。）。）

- (9) 建設業法第26条第2項に定める土木一式工事の監理技術者を当該工事に専任で配置すること。
- (10) 建設業法第27条の29第1項に定める総合評定値通知書における土木一式工事の総合評定値（審査基準日が平成30年3月1日から平成31年2月28日までの期間内であるもの）が690点以上であること。
- (11) 同一入札に参加しようとする者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- (ア) 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合
- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
- ① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役員）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合
- ① 複数の単体企業により構成される組合等（以下「組合等」という。）とその組合等を構成する単体企業の場合
- ② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (12) 有田市、湯浅町、和歌山県広川町及び有田川町（以下「1市3町」という。）の各議会の議員、市長、町長、副市長及び副町長のいずれかが代表者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に含まれていない者であること。
- (13) 和歌山県及び入札に参加する者の本店の所在地である市町村にかかるすべての税目に未納がないこと。（法人の場合、その代表者を含む。）
- (14) 和歌山県もしくは1市3町のいずれかで入札参加資格の停止（指名停止）を受けている期間中でない者であること。

3 入札参加手続き等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続き等は要しない。
- (2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。
 - ア 交付期間 令和元年8月13日(火)から令和元年9月5日(木)までの土・日及び祝日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで
 - イ 交付場所 和歌山県有田市箕島50番地 有田市役所3階
有田周辺広域圏事務組合 事務局
電話番号 0737-83-4491
- (3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所等
 - ア 閲覧期間 (2)のアに同じ
 - イ 閲覧場所 (2)のイに同じ
 - ウ その他設計図書等の電子データによる配布を希望する者は、未使用のCD-R(書き換えが可能なCD-RWは不可。)を持参すること。
- (4) 設計図書等に対する質問及び回答
 - ア 受付期間 令和元年8月26日(月)から令和元年8月28日(水)までの3日間
 - イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成31年4月1日施行。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参若しくはファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
 - ウ 受付場所 有田市箕島50番地 有田市役所3階
有田周辺広域圏事務組合事務局
電話番号 0737-83-4491
FAX番号 0737-82-1499
電子メールアドレス : info@aridakouiki.jp
 - エ 回答日 令和元年9月2日(月)
 - オ 回答の閲覧方法 事務局に掲示し、有田周辺広域圏事務組合ホームページ内に掲載する。
- (5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等に関する事項

- (1) 入札書等提出期間及び提出先
 - ア 提出期間 令和元年9月6日(金)から令和元年9月12日(木)まで
 - イ 提出先 〒649-0399
日本郵便株式会社 箕島郵便局留
有田周辺広域圏事務組合事務局 行
- (2) 入札価格の算定について
本工事に係る入札予定価格及び調査基準価格は、消費税及び地方消費税の額を税率10%で算出している。入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、消費税及び地方消費税の税率の改正が行われなかったときは、

消費税及び地方消費税の税率計8%により算定した請負代金額で変更契約するものとする。

(3) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 封筒に入札書、工事費内訳書、低入札調査基準価格を下回る応札を行う者は低入札価格調査実施要領（平成31年4月1日施行。）に基づく入札理由書を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載すること。

(イ) 入札書等は、一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法により、郵送すること。

(ウ) 入札書等は、令和元年9月12日中に箕島郵便局へ届いたものを有効とするので、箕島郵便局以外で提出する場合は、余裕を持って提出すること。

なお、郵便事情により令和元年9月12日中に箕島郵便局へ到達しなかった場合は、発注者は何ら責を負わないものとする。

イ 提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(4) 入札書等の不受理について

実施要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(5) 入札の無効について

実施要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(6) 失格について

実施要領第15条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 令和元年9月13日（金）午前10時から

イ 開札場所 和歌山県有田市箕島50番地

有田市役所 3階 第1会議室

(2) 落札予定について

落札予定日 令和元年9月17日（火）（低入札価格調査が行われない場合）

(3) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(4) 公表方法

開札状況及び入札結果は、事務局に掲示し、有田周辺広域圏事務組合ホームページ内に掲載するものとする。

6 低入札価格調査に関する事項

(1) 開札後、低入札調査基準価格を下回る応札を行った者は低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

- (2) 低入札調査基準価格を下回る応札を行った者は、低入札価格調査実施要領に基づく各様式（入札理由書を除く。）を開札後、開札日の翌日までに7部提出すること。
- (3) 低入札価格調査を受けた者との契約については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。
 - イ 監理技術者の他に同等の要件を満たす専任の技術者の配置を求めることがある。

7 落札者の決定方法

- (1) 最低入札価格にて入札を行った者から順に入札参加資格審査を行うので、入札担当者から指示を受けた翌日までに技術資料を提出すること。
- (2) 予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者、又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。）を落札者とする。
- (3) 入札執行者は、(1)の落札者に該当する者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

8 その他留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

9 封筒の記載例

〒649-0399

日本郵便株式会社 箕島郵便局留
有田周辺広域圏事務組合事務局 行

開札日	令和元年9月13日
工事年度・工事番号	令和元年度 工事 第1号
工事名	汚泥再生処理施設建設に係る敷地造成工事
工事場所	有田郡有田川町大字長谷川地内

商号又は名称

建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先（電話番号）

担当者連絡先（ファクシミリ番号）

(別記第1号様式)

質 問 書

有田周辺広域圏事務組合 管理者 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

担 当 者 名

T E L

F A X

e - m a i l

汚泥再生処理施設建設に係る敷地造成工事について、次のとおり質問します。

連番	仕様書項数等	質問内容
1		
2		
3		

○適宜、行間等を変更しても支障ない。

○質問内容を補完するために、資料を添付しても支障はない。ただし、添付する資料には当該質問の連番を付すこととし、e-mailで提出する場合はPDFファイルで、FAXで提出の場合は、鮮明な画像で送信すること。

○1枚に収まらない場合は次頁を利用すること。

商号又は名称

連番	資料名及び項目名等	質問内容

○前頁に続けて連番を付すこと。

○適宜、行間等を変更しても支障ない。

(別記第2号様式)

入 札 書

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、下記工事にかかる入札金として

工事年度 令和元年度 工事 第1号

工事場所 有田郡有田川町大字長谷川地内

工 事 名 汚泥再生処理施設建設に係る敷地造成工事

上記のとおり別冊図面及び仕様書によって請負いますから入札します。

令和元年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

有田周辺広域圏事務組合 管理者 様

汚泥再生処理施設建設に係る敷地造成工事の
条件付き一般競争入札にかかる技術資料作成要領

令和元年8月9日に公告した汚泥再生処理施設建設に係る敷地造成工事の条件付き一般競争入札にかかる技術資料については、次のとおり、資料を作成し、入札担当者から指示のあった日の翌日までに、本件入札の閲覧場所まで持参して提出すること。

なお、この要領で求める技術資料とは別に追加の資料の提出を求めることがある。

1 作成書類

下記の書類を作成すること。

(1) 技術資料提出書（別記様式）

(2) 技術職員名簿

当該企業に在籍している（雇用されている）期間が入札日現在で継続して3月以上ある監理技術者（土木一式工事の監理技術者に限る。）について、次の事項を記載したものであること。なお、様式は任意とする。

ア 監理技術者の氏名

イ 監理技術者証交付番号

ウ 監理技術者講習の受講の有無

エ 当該企業の在籍（雇用）期間（在籍期間に空白のある場合は、直近で在籍して（雇用されて）からの期間を記載すること。）

(3) 前号の名簿に記載されている者に係る監理技術者証の写し及び当該技術者に係る監理技術者講習を受講していることがわかる証等の写し

(4) 特定建設業許可証（もしくは証明書）の写し

(5) 経営規模等評価結果通知書（審査基準日が平成30年3月1日から平成31年2月28日までのもの）の写し

(6) 役員調書

法人若しくは個人事業主が営む建設業の経営に実質に関与しているすべての者について次の事項を記載したものであること。なお、様式は任意とする。

ア 役員等の氏名

イ 役員等の職名

(7) 完納証明書

次のとおり、指定された各自治体にかかる税について未納のない旨を証明した書類（発行後3か月を経過していないものに限る。写し可）を提出すること。なお、法人でない場合は③及び④を提出すること。

① 法人の和歌山県の税にかかる完納証明書

② 法人の当該法人の所在地市町村の税にかかる完納証明書

③ 代表者個人の和歌山県の税にかかる完納証明書

④ 代表者個人の当該人の住所地である市町村の税にかかる完納証明書

(別記様式)

技術資料提出書

汚泥再生処理施設建設に係る敷地造成工事の条件付き一般競争入札に係る技術資料を提出します。
なお、提出にあたり、次の事項を誓約します。

- 1 弊社（私）が、入札公告第2項に規定する入札参加資格要件を満たすこと。
- 2 当該工事請負契約の締結後、前項の要件を満たさないことが判明した場合において、貴事務組合がこの契約を解除することができることとし、そのことにより生じる損害について、その賠償に応じること。

令和元年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

有田周辺広域圏事務組合 管理者 様